

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定

..... (主税局税制部税制課) .....

○東京都環境影響評価条例による調査計画書

..... (環境局総務部環境政策課) .....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

..... (環境局環境改善部化学物質対策課) .....

○令和六年度管理栄養師資格認定講習会及び管理栄養師資格認定講習会の指定

..... (保健医療局健康安全全部健康安全課) .....

### 告示 (公)

○警備員等の検定の実施 (二件) .....

○警備員指導教育責任者講習の実施 (五件) .....

### 公告

○開発行為に関する工事完了..... (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) .....

## 告示

### 東京都告示第八百四号

東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。) 第十七条の二第一項の規定により、

令和六年東京都告示第四十七号 (東京都都税条例の規定による納期限等の延長) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地 (納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地 (本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合) においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。) がある納税者に係るもので、法人の都民税、個人の都民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。) 第七十二条の五十五第一項及び第二項の規定による申告 (年の中途において事業を廃止した場合を除く。) に限る。以下同じ。) 、地方消費税並びに都たばこ税に係るものに限り、法又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出 (審査請求に関するものを除く。) 又は納付若しくは納入に関する期限 (以下「納期限等」という。) が令和六年一月一日から同年七月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とし、法人の都民税、個人の都民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税、地方消費税並びに都たばこ税に係るものを除いたものについては、その納期限等が令和六年一月一日から同年九月一日までの間に到来するものについて、同月二日とする。

令和六年七月五日

東京都知事 小池 百合子

都道府県名	指定地域
富山県	全域

石川県  
金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

### 東京都告示第八百五号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。) 第四十条第一項の規定に基づき、(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクトについて、環境影響評価調査計画書 (以下「調査計画書」という。) の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
グローブライド株式会社

代表取締役社長執行役員 鈴木 一成

東久留米市前沢三丁目十四番十六号

二 対象事業の名称及び種類  
(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト

工場の設置

対象事業の内容の概略

三 対象事業は、既存工場 (釣り用品、ゴルフ用品等の加工・組立・製造工場) において、令和四年に取得した東側隣接地 (約九千平方メートル) を活用して、一部建物を解体した後、新たに建築物 (新工場棟、新立体駐車場、

水槽試験室、新守衛棟)の建設を行うものである。

四 周知地域の範囲

東久留 前沢一丁目、前沢二丁目、前沢三丁目、前沢米市 四丁目、前沢五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目及び南町四丁目の区域

小平市 花小金井三丁目及び花小金井四丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和六年七月五日から同月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東久留米市環境安全部環境政策課

イ 東久留米市本町三丁目三番一号

ウ 小平市環境部環境政策課

エ 小平市小川町二丁目千三百三十三番地

オ 東京都環境局総務部環境政策課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

キ 東京都多摩環境事務所管理課

ク 東京都多摩環境事務所管理課

三階

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年七月二十四日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

●東京都告示第八百六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

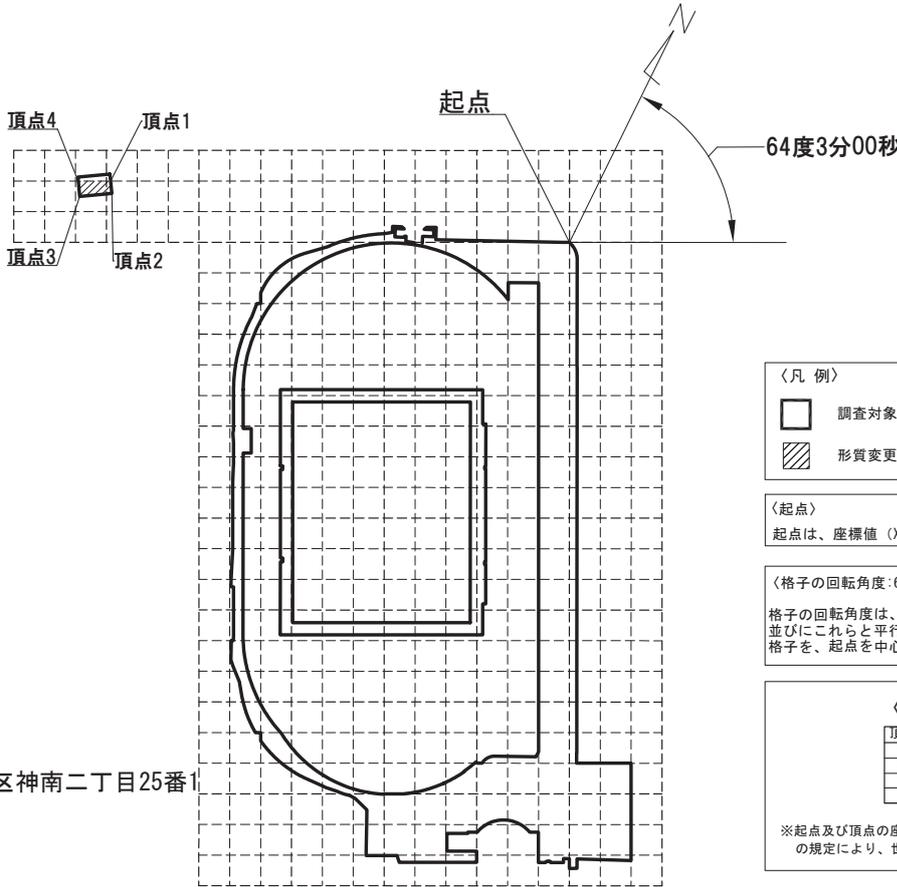
令和六年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区神南二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



〈凡例〉

□ 調査対象地      - - - 単位区画線

▨ 形状変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、座標値（X=-36827.324、Y=-122604.421）とする。

〈格子の回転角度：64度3分00秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標
1	-36874.396	-12746.818
2	-36877.885	-12744.686
3	-36883.338	-12753.610
4	-36878.994	-12756.264

※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第118号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第八百七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和六年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和七年一月二十日から同月二十二日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

イ 令和七年三月十日から同月十二日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

(二) 管理美容師

ア 令和七年一月二十日から同月二十二日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

イ 令和七年二月十七日から同月十九日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター

渋谷区代々木神園町三番一号

<p>ウ 令和七年三月十日から同月十二日まで 国立オリンピック記念青少年総合センター 渋谷区代々木神園町三番一号</p> <p>エ 令和七年三月十八日、同月二十四日及び同月二十五日 榎合公園 千代田区豊田鑛石台三丁目二番十一号</p> <p>三 受検料 一万円</p>	<p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 10名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和6年8月19日（月曜日）及び同月20日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付日時 令和6年8月28日（水曜日）から同月30日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1</p>
<p>●東京都公安委員会告示第229号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和6年7月5日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和6年10月5日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和6年11月9日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p>		

<p>通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第230号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和6年10月5日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和6年11月9日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（貴重品運搬警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 15名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和6年8月21日（水曜日）及び同月22日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p>	<p>(1) 受付期間 令和6年8月28日（水曜日）から同月30日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>
---	---	--

令和6年7月5日 (金曜日)

東京都公安委員会

(第18098号)

<p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第231号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年9月17日（火曜日）から同月26日（木曜日）までの7日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員</p>	<p>120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p>	<p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和6年8月19日（月曜日）及び同月20日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年9月3日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>
---	---	--

<p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者</p>	<p>に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年9月10日(火曜日)及び同月11日(水曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第232号</p>	<p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月5日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年11月20日(水曜日)から同月27日(水曜日)までの6日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p>
---	---	---

<p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日 令和6年10月22日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年11月6日（水曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書</p>	<p>に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年11月13日（水曜日）及び同月14日（木曜日）の2日間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>
--	---	--

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第233号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月5日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和6年10月21日（月曜日）から同月25日（金曜日）

までの5日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）

4 講習予定人員

30名

5 受講対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和6年9月24日（火曜日）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和6年10月8日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和6年10月15日（火曜日）及び同月16日（水曜日）の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

(3) 受講手数料

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

34,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第234号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教

<p>育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p>	<p>「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に</p>	<p>従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和6年10月23日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年11月6日（水曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>
<p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年11月25日（月曜日）から同月27日（水曜日）までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下</p>		

<p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者</p>	<p>に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p> <p>令和6年11月13日(水曜日)及び同月14日(木曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p> <p>14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03 (3818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第235号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に関する規則(昭和58年機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。))第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月5日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 廣 瀬 道 明</p>	<p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p> <p>令和6年10月24日(木曜日)及び同月25日(金曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員</p> <p>50名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。))又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。))の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p>
---	--	---

令和6年9月25日（水曜日）  
午前9時から午後5時まで  
(2) 受付専用電話  
一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (3837) 2160

7 申込手続  
(1) 受付期間  
電話受付予約終了後から令和6年10月8日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで  
(2) 受付場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会  
(3) 申込書類  
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通  
イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通  
ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続  
(1) 受講料納入の受付期間

令和6年10月15日（火曜日）及び同月16日（水曜日）の2日間  
午前9時から午後4時30分まで  
(2) 受付場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会  
(3) 受講手数料  
10,000円  
9 問合せ先  
(1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070  
(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

### 公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和六年七月五日  
東京都多摩建築指導事務所長  
茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
昭島市宮沢町二丁目六百九番  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

東大和市高木三丁目三百四十五番十七及び奈良橋五丁目八  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業

百番四の一部  
代表取締役 築地 重彦  
青梅市今井二丁目千百三十七番一及び同番四  
立川市砂川町二丁目五十九番地の三  
株式会社ムサシ田中企画  
代表取締役 田中 太

あきる野市五日市字大ヶ谷戸四百十七番五及び四百十八番五  
あきる野市五日市五百六十六番地  
市倉 光子

国分寺市北町二丁目二十七番十四  
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

武蔵村山市中藤二丁目四十二番三の一部及び同番三地先  
武蔵村山市学園三丁目一番地四  
内野屋不動産有限公司  
代表取締役 内野 利夫

あきる野市二宮字北分二十四百二十三番一及び二十四百二十四番  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

府中市白糸台四丁目九番十七、同番四十七、二十一番一、同番二、同番二地先、同番三及び同番四  
大和ハウス工業株式会社  
支配人 稲村 敏伸

小金井市前原町一丁目五百六十七番一及び同番二の各一部  
中央区日本橋室町三丁目二番一  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 嘉村 徹

稲城市大字坂浜字三十九号三  
多摩市落合一丁目二十六番地一  
恵比寿建設株式会社  
代表取締役 阿武 高志

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円  
印刷所 三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)  
郵便番号 101-0051

